

平成28年度 第2回府中市青少年問題協議会

議事録(要旨)

- 日 時 平成29年2月8日(水) 午後2時～午後3時34分
- 場 所 府中市役所北庁舎3階 第1・2会議室
- 出席委員 高野会長、増山副会長、松本副会長、高津委員、寺谷委員、芝辻委員、佐藤委員、野口委員、堺委員、河内委員、谷合委員、池田委員、川本委員、堀井委員、高野委員、中田委員、宮嶋委員、坂井委員、岡野委員、森岡委員、鈴木委員、吉野委員
- 欠席委員 高木委員、伊藤委員、那須委員、池田委員、小板委員、坂田委員、浅沼委員
- 市職員 伊藤教育部副参事、沼尻文化スポーツ部次長、岩田市民活動支援課長、市川地域安全対策課長、前島環境政策課長、横道健康推進課長、関根子育て支援課主幹
- 事務局 遠藤子ども家庭部長、坪井児童青少年課長、阿部児童青少年課長補佐、藤川青少年係長、布谷健全育成担当主査
- 傍聴者 0名

資料

1 会議資料

- (1) 次第
- (2) 平成28年度第2回府中市青少年問題協議会会議資料
資料…平成29年度府中市青少年健全育成基本方針(案)
平成28年度 府中市青少年問題協議会委員名簿
- (3) 席次表

2 参考資料

- (1) 東京都多摩児童相談所相談概況等
- (2) けやきち通信第6号
- (3) 若者が一步を踏み出すためにできること
- (4) ニートやひきこもり状態にある若者や保護者の相談窓口
- (5) 府中市子ども・若者総合相談

次 第

- 1 あいさつ
- 2 議題

平成29年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

3 情報交換

- (1) 現状の青少年問題について
- (2) 府中市内における少年非行等の現状について
- (3) 児童相談の現状について
- (4) 児童・生徒の現状について

4 その他

5 閉会

議 事 概 要

1 あいさつ

会長より、開会の挨拶が行われた。

事務局より、

- ・ 新委員の紹介
- ・ 欠席委員の報告
- ・ 配布資料の確認

が行われた。

2 議題

平成29年度 府中市青少年健全育成基本方針（案）について

【事務局より、資料に基づき説明】

それでは、平成29年度府中市青少年健全育成 基本方針（案）につきまして、資料に基づきましてご説明をいたします。

お手元の会議資料、1ページからご覧ください。

この資料の構成は、1～11ページが、平成29年度青少年健全育成基本方針（案）、12～22ページが、28、29年度の本文の比較という2部構成になっております。

さて、この基本方針につきましては、事前に委員の皆様方からご意見を頂戴し、また、市の関係課と調整をした中で、それらを反映する形で修正させていただきました。お忙しい中、修正にご協力をいただきありがとうございました。

それでは、12ページ以降の本文比較資料をご覧くださいながら、順次ご説明させていただきます。

なお、アンダーライン部分は付け加えられたもの、二重線は削除されたことを表しておりますので、ご承知おきください。

また、若干の文言の修正、整理等をしている部分につきましては、説明を割愛させてい

たきますので、予めご承知おきくださいますようお願いいたします。

基本方針の構成でございますが、まず、前文で青少年を取り巻く社会環境の現状とそれに対応する府中市の方針を述べさせていただいております。

こちらの主な修正点としましては、前文14行目に、家庭での問題点として、「家庭の養育力」、「教育力の低下」を追加して修正いたしました。

重点目標につきましては、項目の1、2、3、5については、資料のとおり、平成28年度と同様となりますが、項目4の「相談指導体制の充実」を「相談指導体制の拡充」と修正し、平成29年度の重点目標につきましては

- 1 「心のかよう温かな家庭作りの推進」
- 2 「地域活動への参画と地域社会との交流の促進」
- 3 「豊かな創造性と情操の育成」
- 4 「相談指導体制の拡充」
- 5 「地域の社会環境浄化と安全確保の推進」

となっております。

次に、14ページ以降になりますが、5つの重点目標それぞれにつきまして、それを実現するための具体的な施策を挙げさせていただいております。

まずは、14ページの「1 心のかよう温かな家庭づくりの推進」についてです。

これにつきましては、「家族のふれあい」「家庭での適切な養育」を重視し、対話や会話によって家族のきずなを深める機会の拡充に努め、家庭教育の充実について啓発に努めるとしてあります。

なお、主な修正点としましては、前文の9行目の「家族のふれあい」や「家庭での適切な養育」の重要性を親が十分に自覚し、の部分に、さらに「家庭の教育力の向上」という言葉を追加しました。

次に、15ページの「2 地域活動への参画と地域社会との交流の促進」についてですが、こちらにつきましては、ほぼ前年度同様となっておりますが、地域のさまざまな社会活動、ボランティア活動への積極的な参加と世代を超えた交流を通じて、青少年が豊かな人間関係の中で社会性を身に付けられるよう支援と環境づくりに努めることとしています。その推進方法として、記載の(1)～(5)の5つの施策を実施してまいります。

こちらの主な修正点としましては、前文10行目の青少年のボランティア活動に対する関心についてのところで、現在、高校や大学の入試でもボランティア活動が評価されるようになりつつあるとの意見がありましたので、下線部のとおり修正いたしました。

続きまして、16ページの「3 豊かな創造性と情操の育成」でございます。

ここでは、青少年が芸術的、文化的あるいは自然体験などさまざまなイベントを体験するなかで、自制心や自律心、また、さらには豊かな創造性や情操を養うこととしています。

こちらの主な修正点といたしましては、(3)文化活動を通じた青少年の健全育成及び交流機会の充実です。

今年度までは、「音楽活動を通じた青少年の健全育成及び交流機会の充実」という項目で

したが、音楽活動を含めた、大きな枠として、この名称に変更しました。

次に、(4) ふるさと文化にふれる機会の提供の項目です。最後の3行は、近年の、地域の伝統的な祭りや行事を取り巻く環境の変化などについて踏まえ、付け加えました。

次に、(7) 地域、家庭との連携による食育の推進の項目ですが、これは今年度までの基本方針では、重点目標の4「相談指導体制の充実」の項目の(5)にありましたが、内容的に、重点目標3「豊かな創造性と情操の育成」に属するため、来年度より、この項目に組み込みました。

続いて、18ページの「4 相談指導体制の拡充」です。

冒頭にも、説明いたしましたが、「充実」という表現を「拡充」に変更いたしました。

ここでは、青少年や保護者の方々が、いつでも気軽に悩みを相談できる体制を充実、拡充させるとともに、市民に対して相談機関の存在を周知することを目標としています。

29年度は、18～19ページに記載のとおり(1)～(4)の施策を柱といたします。

こちらの18ページの(3)に記載のある「けやきち通信」ですが、本日、皆様のお手元に配付させていただいております。皆様のご協力により、今回、「けやきち通信第6号」を発行することができました。例年と同じく25,000部発行し、市内各小中学校、高等学校、文化センター等の施設のほか、各地区青少年対策地区委員会、健全育成協力店の方々に配布しております。

皆様のご意見・ご要望等を反映し、来年度以降よりよい紙面といたく存じますので、今後ともご協力をよろしくお願いいたします。

こちらの主な修正点としましては、18ページの(1)相談窓口の機能の充実の項目です。今年度までは、「関係機関との連携強化」という項目でしたが、関係機関との連携強化を含めた、相談窓口機能の充実としてまとめ、この名称に変更しました。

また、機能を充実する相談窓口について、子ども家庭支援センター「たっち」で実施する「子どもと家庭の総合相談」のほか、昨年8月より開設した「子ども・若者総合相談」についても例示しました。

今年度までありました、(5) 地域、家庭との連携による食育の推進の項目については、先にも説明したとおり、重点目標3豊かな創造性と情操の育成の項目に移動させたため、削除しております。

続いて、19ページ(6) 特別支援教育の推進の項目です。この部分については、健全育成とは、特別に支援が必要な児童・生徒を含めたすべての青少年を対象とすべきであり、特別支援教育についてのみをあえて特記させることはないのではないかとのご意見がございましたので、この項目を削除いたしました。

続いて、19ページ下段の「5 地域の社会環境浄化と安全確保の推進」です。

この前文での修正点については、上から8行目からの子どもの性を売り物とした営業関係になります。

近年、女子高校生の店員が簡易マッサージをしてくれる「JKリフレ」や、女子高校生と二人きりでカラオケボックスや漫画喫茶などに行くサービスの「JKお散歩」などのい

わゆるJKビジネスが社会問題ともなっていることから、この旨を付け加えました。

29年度は、20～22ページに記載のとおり(1)～(10)の施策を柱といたします。

各施策の主な修正点としましては、(2)薬物乱用や非行の防止の啓発です。

犯罪行為に対する、青少年の規範意識の醸成が重要であることから、下線部を追加しました。

次に、(3)いじめの未然防止と早期対応です。

インターネットなどの普及により、青少年の間で様々なトラブルが起こってしまっている中で、ネット上でのいじめも深刻な問題になっており、府中市内も例外ではありません。

よって、下線部のとおり、ネット上でのいじめについても追加しました。

次に、(4)児童虐待防止のための啓発についてですが、前段で、下線部のとおり関係機関の情報共有及び連携の強化を盛り込みました。また、ここでは、関係機関について触れていますので、「家庭」と「子ども家庭支援センター「たっち」」を削除しました。

最後の行の「相談活動」については、重点目標4「相談指導体制の拡充」において説明していますので削除しました。

次に、(8)インターネットの正しい利用方法等についての啓発の項目です。

インターネット使用における、青少年の被害防止はもちろんのこと、近年、不正アクセス事案、インターネットオークション詐欺事案など、青少年自体が非行を起こしてしまう事案が増えています。

そこで、インターネットを介した非行の防止の観点から、下線部のとおり修正しました。

以上、28年度と比較しながら、主な改正点を中心に、平成29年度の青少年健全育成基本方針をご説明いたしました。

今、ご説明いたしました以外にも、委員、関係各課の皆様のご意見を基に、修正をした箇所が若干ございますが、ご了承のほどよろしく願いいたします。

平成29年度の府中市における青少年健全育成の根幹をなす基本方針であります。

どうかご審議くださいますよう、お願い申し上げます。以上です。

【意見、質問はなし。了承】

3 情報交換

(1) 現状の青少年問題について

【委員】

皆様こんにちは。はじめてこの協議会に参加させていただきまして、大変参考になりました。感謝申し上げます。最近の青少年問題につきましては、今もお話がありましたように、中学校でのSNSの問題でありますとか、先ごろはデートDVなどの色々な問題があったり、いじめも見える問題ではなくて、携帯電話やインターネットで、ということが大変多くなっているということを実感しております。

ただ、私が子どもを育てている時は、学校も荒れているという時がありましたが、今は中学校も落ち着いているということで、近所の学校を見ましても大変落ち着いた様子が見られるということでは、大変感謝しております。

ここで、こういった形で、話し合いが行われるということに参加させていただきながら、また更に、今年もしっかりと教育の面でも、また、近くの子ども達のことにもしっかりと目を向けていきながら、お話を聞かせていただいて、更に、勉強させていただきたいと思っております。本年、大変にお世話になりました。

【委員】

私は、生涯学習審議会の会長をやっております、その前に五つくらいの大学で教えて、青学では40年ほど教えております。今も、青二塾とって、青二才の集まりの会を40年ほどやっているのですが、あまりそこには、今伺った非行少年はいませんので、関係のある話かどうかはわかりませんが、私が今まで書いた本は、「ソビエトにおける結婚と家族」とか、ソ連の非行少年とか、アメリカの青少年問題などで、日本に関しては、「日本の若者のメガトレンド」という著書がございますが、それも遥か20年前も昔になってまいりました。

近隣の市町村には、若者の集まりの場所があるが、あるいは今作りつつあるのですけれども、是非、府中市もそういうものを作っていただきたい。

また、学校の中で、アメリカではコンティニューエデュケーション、ずっと将来まで繋がって、卒業生など、お互いに激励し合ったり、そこで飲み食いもできるような場所がありますが、そういうものを学校の中に徐々につくっていただきたい。

日本は今まで閉鎖的で、青学なども、夜は門から入れないようにしておりますけれども、なるべく自由に入れるような、そういう学校教育場所を是非、作っていただけたらと思います。

この問題の生涯教育審議会でも提案しているのですが、やはり青少年の、単に勉強する場ではなくして、話し合ったり、コミュニケーションをしたり、情報を互いに交換するような場が、出来るだけ早くどこかに出来るといいなと思います。

しかも、それが駅のそばで非常に雰囲気の良いところの方がいいのではないかと思います。

【委員】

今回、初めてこの協議会に参加させていただきました。

民生委員・児童委員は、民生委員制度が大正6年にできてからちょうど、今年が100周年になります。また、児童福祉法ができて民生委員が児童委員を兼ねることになって70周年になります。

どちらかといえば、民生委員は、お年寄りのことばかりのことと受け止められる方もいらっしゃると思いますが、児童問題についてもしっかりと対応していくように考えております。

今、問題になっているということで、私が思い浮かぶことは、子どもの貧困の問題です。そのような中で、子ども食堂とか、子どもの居場所づくり、これらのことを民生委員・児童委員として一生懸命取り組んでいきたいと思っておりますので、よろしく願います。

【委員】

私ども、青少年委員会としましては、小学校4年生から高校3年生までのジュニアリーダーを育成している訳でございます。この青少年問題協議会にいつも出席し、感じているところでございますけれども、SNS等々のこと、インターネットも含めて、実際にどういうふうに波及していくのかなということで考えてみますと、小学校6年生から中学校1年生くらいの年齢の子どもは、少しずつ性に興味を持つようなところがあるのかな、というのが、少し感じられるところです。

高校生以上になりますと、やはり、地域に根付いて活躍していこうかということが、ようやく芽生えてくる感じになりまして、そういった子ども達はリーダーとして、今、それぞれ会の中で、あるいは、他の会の中で活躍していますけれども、最近では、府中市だけではなくて、他市との交流を図りながらやっていこうということで取り組んでいるところでございます。

ジュニアリーダーだけの話をしてしまえば、沢山あるのですが、今の子ども達を考えてみますと、積極性がある子と積極的ではない子のはっきりと色が分かれているような気がしてなりません。

その辺のところは、また自治会の皆様や、あるいは、PTA連合会の皆様にも聞いてみたいと思っております。以上でございます。

【委員】

まずもって、府中市に感謝を申しあげたいのが、昨日も式典が行われましたが、小学校の通学路に防犯カメラを各校5台で、市内110台の防犯カメラを設置していただきました。まことにありがとうございます。

これで、子どもの防犯の強化、犯罪から守るといった部分で大きな役割を担ってくれると思っておりますが、やはり、これからも地域との連携は欠かせないと強く思っておりますので、PTA連合会といたしましても、市内、各諸団体との連携を一層深めて、情報交換にも努めていきたいと思っております。

また、PTA連合会の中で保護者から意見が出ておりました、子どもが学校から出た

時に、スマートフォンで知らせるシステムがあるということで、府中市でも全体的に取り入れてもらえないかといったご意見に対しまして、府中市から、子どもの見守りシステムについて、ご提案をいただいております。

現在、PTA連合会では、そのビーコン端末を活用し、親がスマートフォンを使った、その子ども見守りシステムが有効なのかどうかの研究も進めているところでございます。監視という部分があまりにも強くなってしまってもどうなのか、というお考えのある方も当然いらっしゃると思いますし、それでも、子どもの、監視という部分ではなくて、見守りといった部分で、共働きの親や母子家庭もございますので、そういったシステムが必要であるといった意見もあるかと思っております。

そういった部分で、現在、各学校にPTA連合会からアンケートを発信させていただきました。そのアンケートの回答をしっかりとまとめて、その情報を府中市にフィードバックさせていただき、府中市とPTA連合会とで連携して、子ども、保護者にとっていったい何が大切なのかも研究し、良い方向に持っていけたらと考えます。

2年くらい前に市内の幼稚園児が行方不明になって、その時にSNSで色々と情報が錯綜いたしました。

子どもの写真をフェイスブックやツイッターに載せ、拡散されたことが、はたしていいのかどうかという疑問の声も沢山ありました。

こういった子どもの見守りシステム等が防犯カメラとうまく機能して、地域の連携を結び、更に強化していけば、そういったものを使わずに、また公になる前に未然に防ぐことも可能でしょうし、万が一、フェイスブックやツイッターでそういった情報が流れた時に、どう対応するのか。

保護者、大人がスマートフォンやSNSのしっかりとした使い方もこれから勉強していかなければならないと思います。

【委員】

青少対は各地区によって感じると思うのですが、一地区といたしましては、夏に駅前の再開発が終わりますので、町が変わり人の動きが変わるとともに、青少年の行動がどのように変わっていくのかを気を付けていければと思っています。以上です。

【委員】

当地区の方は、第二中学校、第十小学校、白糸台小学校で連携がとれておりまして、その中で、小中学校の児童、生徒とコミュニケーションがとれているなどと思います。

そういう意味では、今後とも、青少対の行事を通じて続けて行きたいと思っています。

【委員】

第三地区ですが、先程、お話しにもありましたとおり、中学校で大きなことはなかったのですが、やはり、今年度、市長が力を入れてございました、スマートフォンの取扱いについてということです。

普及の低年齢化とともに、やはり、小学生の高学年から中学生くらいになると、どうしても親から干渉をされたくない、干渉がなくなるというような時期にスマートフォンを手にするということになれば問題がありまして、家族や親の知らないところで外部とつながる。友達であればそれでもいいのですけれども、これが非行や犯罪につながるということは、やはり、使い方の指導ということに尽きるのではないかと思っています。

アメリカの大統領がツイッターでツイートをするような時代になりましたので、これから、こういったものが無くなっていくということは、絶対に考えられないというように思います。この、使い方をどのように考えていくかということが、今後の課題かなと考えております。以上です。

【委員】

青少対の皆様から、色々とお話が出ておりますが、私は、自治会長をしておりますので、自治会から見た、子ども達の現状について、少しお話をしたいと思います。

先日、自治会の役員会がありまして、新たに小学校の周りに防犯カメラも設置されたようですが、子ども達の見守り、安全について何か気付くことはないでしょうかと話しましたら、昔と違って、最近子ども達は日中や夕方ほとんど地域にいないという話があった。

学校が終わった後、塾に行くのか家庭に帰ってしまうのか、地域の中で子ども達を見かけません。府中市は各校の学級数が増えて、子ども達は少なくはないと思いますが。

これから、当自治会では、どうしたら地域の子供達が安心して遊べる地域にしていこうかという取り組みを、今、進めています。

【委員】

五地区では、総会で承認されました行事を子ども達と一緒に、委員も楽しくやっています。

このごろ、第五中学校のボランティアが多数参加してございまして、小さい子ども達の面倒を見たり、楽しく遊んだり、いい雰囲気が出来ていたかなと喜んでおります。以上です。

【委員】

七地区は比較的に子どもの人数が少ない地域なのですけれども、学校の先生方や、パトロールで回った時に、地域の中の大きなゲームセンターや大型書店等で聞いても、特に子どもに関しての問題はないとのことなので、ほっとしつつ、これからも学校と地域とが一つになって子ども達を見守っていきたいと思っております。以上です。

【委員】

八地区では、昨年12月に凧つくり大会を開催いたしました。

事前に八中生のボランティアへ、凧つくり講習会を行い、当日は30人ほどの八中生が、住吉・四谷・日新の参加小学生に凧キットの作り方を教えてくれました。会場である八中武道場には、親御さん・小学生の兄弟・中学生が集い、青少対の目指す異年齢の交流ができてとても嬉しかったです。また、凧キットは無地の白和紙なので、絵を描いてもらいます。親御さんが携帯電話でダウンロードした絵や写真データを見て描き、世界で一つだけのマイ凧が完成しました。スマホの普及によりここ数年作成風景が変わってきて、便利になったなあと感じます。

また、年間を通じてパトロール活動をしています。元気に遊ぶ子どもの姿があまりみられず、やはり家の中でゲームをしているのかなと心配しているところです。

私はよくわかりませんが、ダウンロードしたゲームで課金ができ、親に膨大な請求がきた話も何件か聞いており、ゲームのやり方や、SNS・ライン等についても勉強して取り組んでいかなければならないと思いました。以上です。

【委員】

第九中学校の生徒達の様子を報告させていただきたいと思っておりますけれども、私からの印象からしても、生徒達は非常に落ち着いた生活を送っております。

もうそろそろすると、卒業式、入学式になりますけれども、皆様も参加されておそらくおわかりになると思いますが、中学生、府中市内全体が落ち着いているのではないかと感想を持っております。

九地区として長く続けてまいりました、あいさつ運動がここ数年、非常に実を結んでまいりまして、町の中を歩いている九中の制服を着ている生徒達が、私のことはおそらく知らないと思うのですけれども、あいさつをしてくれるというようなことで、そういったところでも、実を結んできたことを実感しているところでございます。

また、九中は自宅学習というところに非常に力を入れているところです。

家の子どもは中学校1年生で学校に通わせていただいているのですけれども、1日に30分、1時間と自宅学習をできるようになりまして、こういうところでも実が結んできているのではないかと思っております。

昨年の12月に中学校3年生を対象とした、受験の面接の練習を、ここ数年、毎年しているのですが、非常に子ども達が緊張した中で面接をして、そろそろ2月になりますと、その面接の試験が本番を迎えますけれども、その実がうまく結ぶことを願っているところでございます。報告は以上です。よろしくお願いいたします。

【委員】

私どもの方は、この「けやきち通信」という資料を本日お配りいただいているところでございますけれども、浅間地区とすると、この文章にあるとおり、「作文発表会」というのがあります。

この、青少対が発足した30年前から地域の子どもたちが何を考えているのだろうかということで、この作文を書いてもらうことになっておりまして、現在小学2年生から中学3年生、浅間中学校、第二小学校、若松小学校の子ども達、約1800名余りの子ども達に書いてもらっています。

その中で、我々が感じる場所とすると、中学くらいになると、やはり、随分しっかりとした考え方を持っている子ども達が多くなってきているのかなというのがあり、すごく安心していらっしゃる場所ですし、いろんな方々のお話にもあるように、随分と落ち着いているのかなというのを感じられます。

少し気になるのが、ここ2、3年ですが、作文の中にどうしても、いじめと捉えられるような内容の文章が見受けられるところがあり、当然、学校と相談し、大きな事態にはなっていないという話を聞いておりますが、そういったところが見え隠れしている部分はあるのかなど。

ただ、子ども達もそういうことがないように一生懸命やるんだというような内容がほとんどで、それは安心しておりますけれども、少し感じられました。以上です。

【委員】

関東医療少年院は皆様、あまり馴染みがないと思いますので、少し紹介させていただきますと、当院は少年院送致の決定が下された人の中で、精神あるいは身体に疾患、もしくは障害のある人が来るという所です。

今現在は、精神疾患の人が大体8割、身体の人が大体2割ぐらいとなっています。

その中で、最近多いものとして、自閉症スペクトラム障害という疾患があります。これは、集団の中で空気が読めないといいますが、場違いなようなことを言ってしまうとか、あるいは、すごくこだわりが強いといった特徴があります。それからADHDですね。注意欠陥多動性障害。授業中にフラフラしてしまったというような話はよく聞きますが、そういうようなことがある人です。

それから、女子に多いのですが、愛着障害といって、子どもに適切な愛

情を受けないと、人に対して変な愛着を持ってしまうのですね。

以上のような人が、当院では多くなってきているように思っています。

そういうことで、当院はかなり特殊なのですけれども、少年院一般で見ると、目立っているのが男子の方では、特殊詐欺の受け子で入ってくる子が結構いると聞いています。それから女子の方では、以前からも多かったのですが、薬物関係ですね。恋人から薬物を進められてというのが多いというふう聞いています。

それから、少年院関係の関心事としては、少年法の適用年齢の問題があります。今、これは国会でも問題となっていて、私達がどうこう言うことではありませんけれども、現実問題として、少年院の中でも18歳以上の人というのはパーセンテージとして多いということで、もし、少年法が適用されないということになると、かなり、少年院の収容人数が減ってしまうし、少年院がこれからどうなるのかなということはありません。

現実には、刑法であれば裁かれないけれども、少年法の家庭裁判所の審判の中では、犯罪のおそれがある、ぐ犯ということで少年院に来るとい人も中にはいますので、少年院としては18歳以上でも教育の効果については十分にあるのかなとは思っており、今後も少年院の役割を果たしていきたいと思えます。

【委員】

私の方からは、統計的な数字ということで、都内の少年非行の統計を発表させていただきます。

昨年、非行少年、例えば窃盗とかあるいは薬物、刃物などを持っている銃刀法などのそういった非行少年として取り扱った少年の人員というのが、約5800名ですね。

その犯罪の内訳ですが、最も多いのは、万引きなどの窃盗犯にかかる人員ということで、約半数の2800くらいとなっております。

薬物の事案で取り扱った少年も17名ほどいるということになります。一方、犯罪には至らない、少年補導ということですが、例えば、煙草を吸っていたり、深夜に子ども達が遊んでいるところを声掛けして、家に早く帰るようにということで、不良行為少年と我々は呼んでおりますが、そういった補導した少年の人員というものが3万4300人ほどです。

この数字的には、やはり前年より減っているのですけれども、この不良行為少年ということで声を掛けた中に、例えば、家出をしている少年や、あるいは、虐待を受けているというようなことで発見するという少年もいるということで、我々警察の方では、補導活動も併せてやっているところであります。

一方、児童虐待事案については、多摩児童相談所長からお話があると思えますが、都内全体においては、この児童虐待事案として取り扱った件数、人員なのですが、これは2927件、4517名を取り扱っております。

この数字というのは、平成27年と比べた場合に件数では1200件余り増えており

ますし、取り扱った人員におきましても約2000名余り増えているところでございます。

これは、やはり、虐待事案に対する関心が高まり、虐待ではないかとの通報等があれば、警察ではかならず現場に行きまして、本当に間違いないのかということを確認したうえで、虐待等の疑いがあるような場合、あるいはそれが犯罪になるような場合は、児童については通告させていただいているところでございます。

【委員】

この席に4年間出させていただきまして、各地区青少対の委員長のお話したり、各関係機関の、直接この問題に関わっている皆様のお話を伺い、貴重な学びになっていると思います。

そして、一番大事なのは、ここに沢山控えておりますけれども、庁内で関係する各セクションの職員が必ず、この会議に出席させていただいていることです。

こういう場で出た、皆様の色々な普段の活動、そしてご意見、というものを庁内でしっかりと見直して、施策に生かしていくのはもちろんですが、元気な子どもを更に元気にするような、やはりスポーツや文化の振興、そういうものも含め、併せて、課題を抱えている部分についてはそれに対してどう支援していくかを、市としては、しっかりと受け止め、これからも頑張ってもらいたいと思います。

【副会長】

府中十中は、おかげ様で落ち着いた学校生活を送れていると感じております。

ここ10年、子ども達は本当に落ち着いた学校生活を送らせていただいております。学力の方も、この10年の間に東大に入学する子どもも輩出させていただきました。

落ち着いた環境の中での家庭生活、落ち着いた環境での学力向上という中で、地域と学校と行政機関と、皆さんと連携してこれからも頑張ってもらいたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

【副会長】

先程、お話しを聞いておりまして、他の委員の方から、最近子どもを見ないというお話しですとか、子どもの居場所づくりをしていかななくてはいけないというお話しがありました。

本当に、確かに、公園でもボール遊びが禁止されてしまって、けやきのボール立てが撤去されてしまったりとか、そういったことがございました。

ですが、よくよく話を聞いてみると、以前でしたらボールが飛んできて、家の庭に入

ってきても、「すみませんでした。ボールを取らせてください。」と謝りに来ていたそうなのですけれども、最近の子ども達は、謝って取りに来ないと。それで、こんなにボールが集まってしまった、という話を聞きました。

そうすると、そういった躰の部分ですね。そういったことを家庭ですべきなのか、はたまた学校ですべきなのかということが、今後、様々な問題になってくると思います。

校長先生からお話しがありましたように、平成30年度から道徳が教科化されるということで、道徳についても学校で教えていかなければいけない部分が出てくるかと思えます。ですので、益々、学校は大変だなと。学校と家庭の住み分けというのは大変になってくるのかなと実感しております。

今回の協議会のところでも、家庭の養育力、教育力の低下、これが問題になっていると指摘されていますので、この部分について、子どもの教育だけでなく、本当は、お母様、お父様へのフォローを地域の皆でしていかななくてはならないのではないかなというふうに、最近思っております。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

(2) 府中市内の少年非行等の現状について

【府中警察署より説明】

それでは、府中市内における少年非行の現状についてということですので、私の方から、数字を挙げながら説明をさせていただきます。

まず、平成28年、昨年1年間の少年の、いわゆる警察で検挙した人員なのですが、全部で62名、事件として取り扱っております。その内訳ですが、刑法犯が59名、刑法犯以外の特別法犯が3名という数字になっております。

さらに、その前の平成27年と比べてどうかということなのですが、平成27年についても、刑法犯が59名、特別法犯が3名ということでほぼ横ばいの数字ということになっております。

この刑法犯の内訳なのですが、昨年の刑法犯の内訳は、窃盗犯が40名、続いて、占有離脱物横領というのが10名、という数字になっております。

窃盗は、自転車盗や、万引き、こういったものが絡んでおります。

占有離脱物横領についても、やはり、放置されている自転車をそのまま乗って行ってしまっ、警察の取扱いを受けているといった結果になっております。

府中市内における、少年事件の占める割合なのですが、平成28年中の府中市内における全検挙人員は、成人を含めて420名となっておりますので、その内の少年が62名ということで、全体の約15パーセントを少年が占めているといった結果になっております。

先程も、皆様からSNSに絡む様々な問題のお話しがあったところなのですが、特異なものとしては、18歳の女子高校生がツイッター上で16歳の男子高校生と知り合って、一度も会ったことのない、面識のない相手と連絡を取り合って、性行為をする約束

をしたのですが、女子高校生は考え直して断ったのですけれども、男の方が執拗に会いたがり、納得しないということで、会えないのだったら裸の画像を送ってくれと。そこで、それで済むのだったらということで、要求に応じて画像を送信しました。これは、児童ポルノ違反という形になるのですが、単純製造です。

そして、それがネット上に載ってしまうと、その画像が拡散してしまう。

一度拡散してしまったものは、もうすべてを削除することは不可能ということになってきております。これは本当に一例ということなのですが、こういった事案が増えてきているのが現状であります。

相手が匿名であったりして、相手先を特定することが非常に難しい犯罪なのですが、本人の希望、親御さんの希望で削除したいと言われても、一度、拡散してしまったものは、もう取り返しがつかないということで、その辺の問題についてこれからしっかりと向き合って取り組んでいかなければならないと考えております。

次に、補導関係なのですが、いわゆる、深夜はいかいや喫煙といったもので、昨年1年間で取り扱った補導件数は、府中警察署で464名となっております。どのようなものが多いかというと、深夜はいかいが335件で、全体の72パーセントを占めております。その次に多いのが、喫煙と風俗営業所の立ち入りで、それぞれ55件で、全体の12パーセントを占めているということになります。風俗営業所の立ち入りに関しては、これはゲームセンターです。

先程、警視庁全体では減少という話があったところなのですが、府中では、平成27年は281件でしたので、183件増加しています。

これは、いわゆる地域の警察官、交番の警察官です。私どもと積極的に子ども達に声を掛けてくれということで、それを受けて、多くの子ども達に声を掛けていただいて、大きな犯罪を未然に防ぐという意識で取り組んだ結果の数字ではないかというふうに考えております。

今後、そういった、小さな芽の内に警察官が直接注意をして、大きな犯罪を起こさない、また、巻き込まれないというところに視点を置きまして、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、そういった事件の取扱いとは別に、様々な活動をしているところなのですが、被害防止と非行防止ということで、市内の学校と様々な連携を図って活動しているところであります。

昨年1年間で、当署では、公立私立を含めた小中学校36校に対しまして、セーフティ教室を32回実施しております。また、薬物乱用防止教室やサイバー犯罪の防止教室をそれぞれ、48回実施してきました。セーフティ教室の内容としましては、それぞれ、学校の先生方と内容を打ち合わせいたしまして、小学校の低学年に向けては、昨年は連れ去り事案に対する防止対策、これを中心にやってきました。

小学校中学年に対しては、万引きの防止やいじめの防止対策、そして高学年に対しては、スマートフォンの使い方、薬物乱用防止対策、こういったことに重点を置きまして、

DVDの視聴ですとか、ロールプレイング方式の指導を取り入れながら実施をしてまいりました。中学生に対しては、スマートフォン、インターネットに関する犯罪の防止、薬物の乱用防止、ということで、同じくDVDの視聴や、パワーポイントの活用をしながら、教室を実施してまいりました。

来年度も、同じように先生方と打ち合わせをしながら、その学年に合ったセーフティ教室を実施していく予定でありますので、よろしく願いをいたします。

いずれにしましても、青少年の健全育成、それと府中市の安全、安心のために引き続き力を尽くしてまいりますので、今後ともご協力のほどよろしくお願いいたします。以上です。

【意見質問はなし。】

(3) 児童相談の現状について

【委員より資料「東京都多摩児童相談所相談概況等」に基づき説明】

私の方は、資料A3の2枚のものをご用意していただきましたので、それに沿ってお話しをさせていただきます。

1枚目の方ですが、上の左側が、東京都児童相談所の全体、それから区市町村の児童相談件数です。区市町村の統計は平成18年度からですが、こちらもずっと増加傾向にありますし、東京都も、しばらくは落ち着いていたのですが、最近また増えてきております。

上の右側の方、多摩児童相談所は府中、調布、多摩、稲城の4市を担当していますが、その多摩児童相談所の全相談件数です。

こちらの平成28年度は、推計を出しています。

東京都は、福祉関係の統計が年度単位で、まだ年度が終わっていませんので、12月までの数字を3で割って、4を掛けて1年分に延ばした数字になっておりますのでご了承ください。

それを見ましても、右肩上がりが増えてきている状態です。この増加分の大半は、児童虐待に関わるものです。

真ん中の左側の方、これは多摩児童相談所の被虐待相談ですが、右肩上がりに増えています。

これは相談件数ですので、児童虐待の実数というのはわからないといえわからないので、まだ、どこにも把握されていない酷い虐待の例というのも沢山あると思いますが、相談出来ているものが増えてきているということが、やはり大きいと思います。

大きな流れの中では、孤立した環境の中で慣れない育児をしていて、虐待になってしまうご家庭が増えているだろうということは想像できますし、また、一方で児童虐待というものの世の中の理解というのが深まってきています。

その中で実数も増加傾向にあるのだろう、同時に浮上してくるのも増えてきているということが、この統計の数字に表れているのかなと思います。

自ら相談される方もおられますが、関係機関からの通告という形で調査をするなりして、把握出来ている数が増えているということがあります。

真ん中の右側の円グラフは、多摩児童相談所の相談受理件数の内容別です。ほとんど半分の48パーセントが虐待の相談になります。左側の方が細かく分かれています。障害が399件で23パーセント。以前はこれが半分くらいでしたが、減りました。

非行相談が75件で4パーセントになりますが、これは、東京の東の方に比べると大分少ないです。東京の西の方は東の方より落ち着いていますので、4パーセントくらいに収まっています。

下の棒グラフですが、これは多摩児童相談所で受けている被虐待相談の年齢別の数字になります。2本立っていて、左側が平成27年度、右側が平成28年度の推計になりますが、一番左側の0歳の子ども達という所が随分と増えています。0歳の子ども達というのは、ちょっとしたことでも、すぐに重大な命に係わる事態になってしまいます。近隣の方とか病院などが積極的な通告を行っております。

府中市内の多摩総合医療センター、産婦人科がありますけれども、そこからも積極的に連絡をいただいております。

そういう理由で、この0歳の子ども達の件数が随分上がってきていると思います。

一方、このグラフの右の方を見ていくと、年齢が高い子ども達、13歳は中学生ですけども、中学生以降の年齢の子ども達が軒並み増えているのには、私自身もグラフを作って驚きました。

どうしてそうなっているのかということについては、2枚目の資料の方でまた触れたいと思います。

2枚目の方ですが、左上のところは、府中、調布、多摩、稲城、それぞれの平成27年度の被虐待相談と平成28年度の推計の数です。

こうしますと、府中市内は大体変わらずで、調布、多摩は随分増えているなどというところですが、これも、実際、調布や多摩の市内で子どもに暴力を振るう親御さんが激増しているとは考え難いので、把握されている数が増えてきているのかなというふうに思います。

右側の表は、児童人口当たりで割ったものです。府中市は、多摩児相管内で一番児童人口が多い訳ですが、平成28年度の推計ですと、子ども1000人当たりで7.0件というふうになりました。

平成27年度の時は、7.2ですから大体同じくらいの数字です。一方で、管内の他の市は、調布が4.9から6.7、多摩も6.4から9.4、稲城も6.5から7.5と、随分と他の市が増えました。

その背景になることなのですが、真ん中の左側の棒グラフ、これは、多摩児童相談所

の、虐待に限らず全相談件数を、相談経路、つまり入口によって分けてみたものです。

一番左側が家族や親戚からの相談、数はこちら多いのですけれども、虐待だけに限ると数は随分と減ります。これは全相談件数の棒グラフなのでこのようになっていますが、虐待だけだと例年100件くらいです。

一方で、右の方を見ていくと、「警察等」という相談が随分と増えています。警察からいただくご連絡というのは、6割以上は虐待されている子ども、そういう環境にいる子どもを発見したというご連絡です。ですので、この警察の数字の増加分のかなりのものが虐待の増加という形になります。残りは、非行になります。

この1、2年で多いのは、ドメスティックバイオレンス、つまり家の中で夫が妻に酷い暴力を振るっているようなケースに、警察の方々が駆けつけて把握された時に、その家に子どもがいる場合、子どもにとってすごく有害な環境でありますし、また、妻に暴力を振るうような夫というのはしばしば子どもにも振るっていますので、そういうお宅については、子どもについても虐待を受けているおそれがある、あるいは、子どもの心理状況からすれば実際に心理的虐待だと警察で把握をされて、児童相談所の方にご連絡をいただくようになっております。

その結果が、全体で把握されている件数の増加ですし、前のページの一番下の年齢層の高い子ども達の把握に繋がっていると思います。

年齢層が中学生、高校生くらいですと、小さい子ほどは虐待が注目されないことがありますが、警察の方で、今はDVという切り口から入り込んでいただく中で、有害な家庭環境の中にいる、思春期の年齢の子ども達が、多く把握されるようになってきていることが統計を作ってみてわかったところです。

この思春期の子ども達一人一人に丁寧に関わってあげたいところですが、人手不足で、中々、十分なことが出来ていないのですが、府中市の場合には、子ども家庭支援センター「たち」の方々と協力して、せつかく把握していただいている子ども達にも一生懸命取り組んでいきたいと思っております。

2枚目の下の方ですが、今回、児童福祉法が改正されておりますので、その中からいくつかポイントだけを拾ってみました。

楕円が三つ並べてありますが、一番左側を見ますと、児童の権利に関する条約、いわゆる子どもの権利条約が、児童福祉法の第1条の中に明記されました。

日本の法律の中で、児童の権利に関する条約という名前が入っているのは、二つ目の法律になります。「児童の権利に関する条約の精神に則り」という言葉が児童福祉法の第1条に明記されたことは画期的なことだと思います。

そして、第2条の方には、子どもの意見表明権が明記されました。子どもの意見表明権は、子どもの権利条約の中でも、一番中核的な条文だと言われていますが、それがほぼ条約の文章のとおり第2条に入ってきました。

それはどのようなものかという、下に二行並べて書きました。

子どもの意見表明権というのは、子ども自身に関わることについては、その子ども本

人の意見を丁寧に聞いて、年齢等に応じて尊重しなさいということです。年齢とか発達度合とか、そういうことによって、子どもの意見が尊重される。そしてまた対になるところですけれども、子どもの意見どおりには出来ないことがしばしばあります。そういう時は、何故出来ないのか、何故そうなのかということ丁寧にも子どもに説明をする。

これを研究者たちは大人の誠実応答義務と言っています。

この意見表明権と大人の誠実応答義務が対になって、私達、責任ある大人と子ども達が対話する中で、子どもの問題というのは究明されていく。

「子どもの最善の利益」という言葉がよく出てきて、意味が分からないことがありますが、対話の中で最善の利益というものにたどり着いて、そして一緒に解決していくということが、児童福祉法の中でも重要になってきたと言えらると思います。

楯田の二つ目のところですが、特定妊婦等への支援の強化。特定妊婦というのは固い言葉ですけれども、要は、未成年者などの若年の妊娠をされている方とか、とても準備不足で、全然、健康診断にも来なかったりとか、生活がものすごく困窮していたり、あるいは、望まない妊娠だったりとか、そういう支援が必要な妊婦さん達のことを特定妊婦と言っているのですが、その方々への支援を強化する。

先程、0歳の相談件数が随分増えていることをご紹介しましたが、その背景にはこういうことがあります。

また、母子保健法という、区市町村の保健師さん達がお仕事をする根拠の法律ですが、この中にも虐待防止対策が明記されました。

これまで、虐待という言葉が保健師さんのお仕事の法的根拠の中には無かったのですが、今回のいくつかの法律改正の中で、母子保健法の中に、母子保健施策は、乳幼児の虐待の防止、そして虐待の早期発見に資するものである、ということがはっきりと書かれました。

それによって、市役所の中にいる保健師さん達にも、本来業務として虐待防止対策に取り組んでいただける根拠が、母子保健法の中に置かれたということです。

一番右側の楯田ですけれども、今回の法改正、それを受けた厚生労働省の予算要求などを見ても、市町村と児童相談所、それぞれの体制強化のために予算要求がなされています。

市町村については、子どもを支援する拠点を作る、包括的な支援を行う拠点を作るということが明記されていますし、また、児童相談所についても児童相談所強化プランというものを実行していったり、両方の体制を強化するという形になってきています。

また、「代替的養育は、家庭養護、里親制度を推進」と書きました。本来、子どもが生まれて育つ、実親の養育が受けられない時に、どこかで養育しなければならない訳なので、その場所のことを代替的養育と言いますが、日本では施設にいる子どもが多くて、85パーセントくらいを占めています。

これについては、里親さんのところ、つまり一般の家庭、あるいは家庭に近い環境で子ども達を見ていくことが重視されました。

特に、就学前の子ども達については、里親が原則だとされました。

そのことは、2010年の国連総会で、「代替的養育に関する国連ガイドライン」というものが採択されているのですけれども、国連で採択されたそのガイドラインの考え方が、児童福祉法の中にも取り入れられたというふうに思います。

その里親さんなのですけれども、真ん中の右側の方に「養育家庭登録数」とあります。東京都では養子縁組を目的としない里親さんのことを「養育家庭」と呼んでいるのですが、そのご家庭の数になります。

府中市内には、現在8件のご家庭が養育家庭としてご登録していただいています。調布市は16件、多摩市は8件、稲城市は2件という状況になっております。

どうしても実親の所にいられない子ども達は、里親のもとで養育するということが原則になっていますので、是非、府中市内においても、里親さんを増やしていくということを皆様と力を合わせてやっていければと思っています。私からは以上です。

【委員より質問】

虐待相談の年齢別の内訳で、11歳から18歳くらいまで、あるいは16歳くらいまでが随分と伸びているとご説明を受けましたけれども、確かに資料の表を見るとそうになっておまして、2枚目の方では児童本人の相談件数は非常に低く、あるいは学校も含めて低くて、学校とか児童本人というのはまだ顕在化しないのでしょうか。

おそらく、この年齢辺りから中学生になるわけですね。中学生、高校生くらいというのは、非常にデリケートな精神を持つので、児童から進んで相談するというのは非常に少ないということでしょうか。お伺いします。

【委員より回答】

児童本人からは、児童相談所というのが4市に多摩児童相談所しかないということもあって、直接、多摩児童相談所に来るとか、電話してくるというのはそう多くはないです。多くの場合は、学校の先生に最初相談する形が多いかなと思います。

学校からの相談の中には、子どもからこういう話を聞いた、あるいは、子どもが痣(あざ)を作ってきた、元気がないとかいうことで、先生方が声を掛けたら、実はお父さん、お母さんにこういうことをされました、ということまで聞いていただいたからの連絡も、多くなってきています。

一方で、警察の方が家庭の中でドメスティックバイオレンスがあるといった時に、子どもが居て、その子どもからも話を聞いたら、実は私も殴られていますということだったり、殴られていなくても日常的に家で親が家族に暴力を振るってれば、相当心理的なダメージを受けているので、児童相談所の方でサポートが必要と判断されて、警察の方からの連絡が多いということになっています。

(4) 児童・生徒の現状について

【委員より中学校の現状を説明】

中学校では、お陰様を持ちまして、今年度、ここまで大きな事案を抱えずに、落ち着いた様子で来たことを報告できることが何より、というふうに思っております。

ただし、今、ちょうど、小学校も含めて、各校、インフルエンザA型の猛威にさらされており、特に先週あたりから罹患率が爆発的に上がってきているところもあります。

本校でも先週から今週末にかけて2学級で学級閉鎖をしていますが、学年閉鎖も出ているというような状況で、健康管理に最大の注意が必要となっています。

特に、3年生は2月24日の都立高校の入試本番に向けて、もっとも緊張が高まる時期でもあります。色々な行事、取り組みの場面でも、全校で集まるような機会を放送に替えたりと、多様な対応をしながら取り組んでいるところがあります。

また、今週2月10日には、新入生の説明会が中学校区ごとに実施されます。

小中連携の第一歩ということで、6年生が各市内の中学校に訪れて、学校の体験なり、話を聞くというような企画があります。

落ち着いた環境の中で、それぞれに学校が抱える課題を、接続の場面から考えていかなければならないところと受け止めております。

また、本日の、この府中市青少年健全育成基本方針案の中にも含まれておりましたが、SNSをめぐる様々な問題は、やはりそれぞれの学校の事情によって、複雑化しているところがあります。

中学校では、生徒会活動でこのSNSの在り方、関わり方ということを昨年度から、すべての学校が、統一步調で取り組みを強めているところです。

また、PTA联合会の方からも、そうした動きに合わせていただき、ご協力をいただきました。

府中市内の子ども達のインターネットの活用や、それに基づくトラブルをどのように防ぐか、また、そういうものに向かう力をどうつけていくかということ、大事にしてきた1年だったと思います。

一方で、いじめの問題や、いじめに繋がるようなからかいが無い訳ではありません。いつどんなところで、そうした芽が広がってしまうか、そのことについては、私達職員一同、心のアンテナを高く張って、子ども達の見守りに努めているところです。

今、子ども達に関わる中で、少し弱くなっているかなと思うことは、心のブレーキだと思えます。いけないことはわかっているけれど、「止めよう。」という一

言を掛ける勇気。そういうものが子ども達の心の中に、本当に育っていくためにはどうしたらいいか。

小学校では平成30年度から、中学でも31年度から道徳が教科化ということで、新たな教育活動が取り組まれています。

そうしたことへの準備も進めながら、健全育成の在り方を捉えなおしているところです。

今年度も、各団体の皆様には、生徒達の活動に色々なご協力をいただき、落ち着いた1年が過ぎようとしています。

中学校を代表しまして、心より感謝申し上げます。学校の様子を伝えさせていただきました。ありがとうございました。

【意見質問はなし。】

【委員より高等学校の現状を説明】

本校の他の4校からも情報提供をしてもらって、報告いたします。

各学校の生徒の現状ですけれども、身だしなみ指導、授業規律の向上、あいさつの励行等を実施しております。

結果として、学校生活に意欲的な生徒が増えて、部活動も盛んになってきていると。

各校、全国規模の大会への出場を、様々な部活が果たしているという現実があります。

この達成感は、何よりの勲章かなと思っております。

その者が、例えば全国大会に出場したということは、2、3年後は誰も覚えていないかもしれませんが、本人には永遠に自分の心の中に刻まれますので、それがプライドになって活きる。そのようなものになっていくだろうと思っています。

各校とも、進学率や進学実績が向上して、就職率も100パーセントということになっています。

府中市内、どの都立高校の生徒も落ち着いた学校生活を送っております。

当校も、非常に落ち着いた学校の雰囲気を保っております。

このことは、校長間でも色々と話題にして、何が要因なのだろうかというような話の中で、一番が、市内の各小中学校のきめ細やかな生活指導の成果だというふうに我々は捉えております。

その指導を受けた生徒達が、市内の都立高校で核となる人数が入学してくるのです。

その核となる人数の府中の中学校出身者が、周りを巻き込んで落ち着いた学校生活を実現させているというふうに思っております。

今、府中は本当に落ち着いた環境の中で生徒達は伸び伸びと育っています。

それを受けて高校は、更に彼らの、または彼女たちの能力を引き出して、豊かな人間性を育てていこうということを考えております。

いずれにしても我々は、この現実を活かして、地域に根差した学校作りを進めてまいります。

二つ目、小中学校との連携なのですけれども、部活動交流は運動部、文化部ともに長年の実績があつて、中学校とはよく交流をしております。

近年は、高校に配置されているJETというものがあるのですけれども、英語等指導助手という外国人講師が高校には1名ずつ配置されているのですけれども、その者を活用して、国際理解協力への連携ということも行っております。

例えば、本校で言えば、若松小や浅間中からの依頼に基づいて、この連携をしております。

また、本校では特性を活かして小中学生を対象とした「わくわくどきどき工作教室」というものを実施しています。

今後とも、各都立高校は近隣の小中学校との連携を積極的に図ってまいりたいと思っております。

最後に、地域貢献、地域連携ということで、我々都立高校の職員というか、働く者は、地域に愛される学校作りというのが都立高校の基本中の基本なんだという意識を持っております。

小中学校との連携以外にも、地域清掃の実施というのは、皆様もご存じのところでありまふけれども、その他にも、よさこいin府中、府中市商工まつり、青少対地区委員会主催行事等の催しにお役にたちたいということで、生徒も教員も積極的に参加しております。

市内各都立高校は、豊かな人間性を育てるという観点からも、今後も地域貢献を推進してまいります。以上、高等学校の報告をさせていただきました。

【意見質問はなし。】

4 その他

子ども・若者総合相談等の説明

【事務局より説明】

それでは、「子ども・若者総合相談」についてご説明いたします。

参考資料1をご覧ください。

昨年度まで、青少年自身の悩みや子育てに関する保護者の悩みに対しての相談窓口として、「青少年・子ども相談」を女性センターで実施してまいりましたが、平成28年8月より、新たに、ひきこもりやニートなどの状況にある若者やそのご家族に対する支援を強化するため、専門的なノウハウを有するNPO団体と連携のもと、ひきこもり等に関する相談窓口を「青少年・子ども相談」と統合・常設化し、「子ども・若者総合相談」としてリニューアルしました。

詳細については資料のとおりですが、左側に記載の「若者自立支援事業」がひきこもり等に関する相談、右側に記載の「青少年相談事業」がそれ以外の相談に関する項目になります。

若者自立支援事業は、ポスト青年期を含めた34歳までの若者を対象とし、本人が気軽に相談できるようメール相談にも対応しました。面接相談は市内の施設を利用して月3回、日にちを限定した実施となりますが、相談者によっては継続的な支援を実施し、必要な関係機関に繋げることで、自立支援の一助になっています。青少年相談事業は、子ども家庭支援センター「たち」内で、引き続き平日に面接相談及び電話相談を実施しております。

昨年8月から本年1月までの6ヶ月の実績ですが、青少年相談については面接相談7件、電話相談63件、若者自立支援の面接相談については28件となっております。

最後に、お手元のチラシにありますように、若者自立支援事業の一環として、「若者が一步を踏み出すためにできること」と題しまして、2月25日（土）午後6時より保護者を対象としたセミナーを実施いたします。

ご興味ある方はご参加いただけますので、事務局までご連絡くださいますようお願いいたします。

7 閉会

会長より、会議の終了を宣言され、協議会は閉会となった。